平成２３年（フ）第３３６０号
神奈川県海老名市上郷１丁目６番15号
債務者　乾　　勝一
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９１号
横浜市栄区元大橋２丁目16番７号　ＡＫハイム201
債務者　渡邊　裕子（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２０号
横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町90番地　読売保土ケ谷ビル305号
債務者　渡邊　秀之
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２５号
横浜市泉区和泉町5312番地　メゾン・フォンターナ３―201
債務者　箱石　多夫
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３８号
横浜市瀬谷区竹村町９番地12
債務者　山中健一郎
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５８号
神奈川県大和市柳橋３丁目30番地４
債務者　宇野　　享
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６号
北海道紋別郡滝上町字滝ノ上原野３線北５番地
債務者　武田　良子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６号
北海道旭川市豊岡12条５丁目２番13号
債務者　中江　正夫
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７号
北海道旭川市豊岡12条５丁目２番13号
債務者　中江ハルヱ
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５号
静岡県富士市富士見台５丁目２番地の９　雇用促進住宅１―301号、前住所神奈川県厚木市元町17番６号　やまよしハイツ22
債務者　及川　拡之
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第９４号
川崎市中原区木月４丁目39番１号　石井ビル302
債務者　諏訪　ふき
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８０８号
岡山市中区乙多見142番地９　フォーブル宮の里103号
債務者　河端　理絵（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第４８３号
千葉県成田市新駒井野80番地１　コートヤードハウスⅠ―201
破産者　飯豊　　覚
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１３９６７号
東京都港区六本木６丁目12―４―703
破産者　竹原　章介
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４２２４号
神奈川県川崎市中原区上丸子八幡町1495―１第２多摩川苑202
破産者　棚本美智子
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４５号
東京都昭島市宮沢町494―11―1001
破産者　小笠原万正
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部